2024 年 11 月 15 日更新

日中社会保障協定の制度の内容、手続き

日本および中国のそれぞれの相手国で働いている従業員の社会保険料の二重納付問題を有効に解決するために、日中両国は 2018 年 5 月 9 日に「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」（以下、「協定」）に正式に署名した。また、「協定」の順調な執行のために、中華人民共和国人力資源社会保障部は日本主管機関と「中華人民共和国と日本国政府の社会保障協定に関する行政協議」（以下、「行政協議」）を締結した。「協定」と「行政協議」は 2019 年 9 月 1 日に発効した。詳細内容は下記にて紹介する。

１．「協定」の主要内容

（１）相互免除される保険の種類と範囲

中国の場合、基本養老保険を指す。日本の場合、国民年金（国民年金基金を除く）および厚生年金（厚生年金基金を除く）を指す。

（２）日本における関係社会保険料の免除を適用する対象

① 派遣人員。中国の領域内に事業所を有する雇用者に雇用され、当該雇用者のために役務を提供するため、日本の領域に派遣される被用者を指す。

② 航海船舶において就労する被用者。中国船旗を掲げる航海船舶において就労する被用者を指す。ただし、当該者が日本の領域内で通常居住する場合には、日本の関係法令のみが適用される。

③ 航空機において就労する被用者。中国の領域内に事業所を有する雇用者に雇用され、国際運輸の航空機において就労する被用者を指す。

④ 外交領事機構の人員、公務員。外交領事機構の人員とは、「外交関係に関するウィーン条約」および「領事関係に関するウィーン条約」の中に規定する人員を指す。公務員とは、中国から日本領域に派遣する公務員および中国法の規定により公務員として取り扱われる人員を指す。

⑤ 例外。日中両国の主管機関または実施機関は、特定の者または特定の範囲の者について「協定」の第 5 条から 8 条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。ただし、この場合でも、これらの特定の者または特定の範囲の者に日中両国のいずれかの一方の法令を適用しなければならない。

⑥ 同行する配偶者および子供。派遣人員、公務員、例外人員に同行する配偶者および子供は日本国民年金（国民年金基金を除く）に関係する法令の適用が免除される。その条件としては、日本法に定められる社会保障協定実施の要求に合致することである。ただし、同行する配偶者または子供が別段の申出を行う場合には、前述の規定は適用されない。

（３）中国における関係社会保険料の免除を適用する対象

中国における関係社会保険料の免除を適用する対象は、上記（２）の①～⑤の「日本」および「中国」をそれぞれ他方に読み替えた場合に該当する人員である。

（４）派遣人員が社会保険料を免除される期間

派遣人員が社会保険料を免除される最長期間は原則として 5 年である。もし、派遣期間が 5 年を超える場合、日中両国の主管機関または実施機関の許可を取得した上で、延長できる。

（５）主管機関、実施機関

① 主管機関：中国の場合、人力資源社会保障部を指す。日本の場合、日本国民年金（国民年金基金を除く）、厚生年金（厚生年金基金を除く）制度を主管するいずれかの政府機関を指す。

② 実施機関：中国の場合、人力資源社会保障部保険管理センターまたは指定する他の機構を指す。日本の場合、日本国の年金制度の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む）を指す。

２．「協定」による社会保険料免除に関する管理方法

（１）日本における、中国従業員に対する関係社会保険料の免除申請用の「参保証明書」に関する管理方法

中国国内において、規定により基本養老保険を納付した被用者の日本の関係社会保険料の免除申請については、下記の手続きを参照。

① 個人申請者は「国家社会保険公共サービスプラットフォーム」公式ウェブサイト（http://si.12333.gov.cn）にアクセスし、実名で登録する。個人申請者として、同プラットフォームにアクセスし、「国外免除申請」を選択し、本人の申請情報を記入・保存・提出する。

禁無断転載 Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

② 派遣人員が所属する中国国内の出先会社は企業ユーザーとして申請し、本社の派遣人員のために、①と同様のプラットフォーム上で申請情報を記入・保存・提出できる。
③ 人力資源社会保障部社会保険事業管理センター国際合作処（以下、「部社保中心」）は申請情報を審査し、条件に該当する場合、「参保証明書」を 7 営業日以内に、申請者に対して発行・郵送する。条件に該当しない場合には、その理由を説明する。追加資料の提出が必要な場合には、申請者にその旨を告知する。
④ 部社保中心は、申請者より郵送で提出された申請資料も受理する。審査を経て、条件に該当する場合、「参保証明書」を発行する。オフラインで申請手続を行う場合は「国家社会保険公共サービスプラットフォーム」公式ウェブサイト（http://si.12333.gov.cn）上の「中日社会保障協定保険参加証明書のオフライン実務ガイド（https://si.12333.gov.cn/185005.jhtml?menuguide=1）を参照。
⑤ 申請者は「参保証明書」を日本側の実施機関に提出して、社会保険料の免除を申請する。

（2）中国における、日本被用者に対する関係社会保険料の免除に関する管理方法
① 中国における日本被用者は、保険参加所在地の実施機関に日本側の実施機関が発行した「参保証明書」を提出する。その保険加入地の実施機関は証明書の原本を審査し、写しを保存する。実施機関は証明書の情報を確認した上で、当該「参保証明書」に規定された期間、関係社会保険料の納付義務を免除する。
② 「参保証明書」を提出できない日本被用者に対して、各地の実施機関は「中華人民共和国社会保険法（以下、「社会保険法」）」および「中国における外国籍従業員の社会保険参加に関する暫定弁法」（人力資源社会保障部第 16 号令、以下、「部令第 16 号」）の規定により、中国の社会保険への加入の督促をする。
③ 「協定」にて規定されている基本養老保険を除き、中国にいる日本従業員は社会保険法および部令第 16 号の規定により、中国の他の種類の社会保険に加入する必要がある。

添付：

1. 中国被用者用「参保証明書」（見本）

2. 日本被用者用「参保証明書」（見本）

禁無断転載 Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

添付１：中国被用者用「参保証明書」（見本）

中华人民共和国人力资源和社会保障部社会保险事业管理中心 中華人民共和国人力資源社会保障部社会保険管理センター	中-日101 CHN-JP101

参保证明
適用証明書

中华人民共和国政府和日本国政府社会保障协定第六条、第七条、第八条第二款和第九条
社会保障に関する中華人民共和国と日本国政府との間の協定第六条、第七条、第八条２および第九条

1. 参保人员信息 / 被保険者に関する情報	
a） 全名 / 氏名 ［姓 / 氏 ,名 / 名］	b） 国籍 / 国籍
c） 永久居住国 / 永住国	
d） 出生日期（日/月/年） / 生年月日（日/月/年）	
e） 性别 / 性别 ☐男 / 男 ☐女 / 女	
f） 中国社会保障号 / 中国の社会保障番号	
g） 人员类别 / 被保険者の種類 ☐派遣人员 / 派遣者 ☐航海船舶和航空器上的雇员 / 海上航行船舶および航空機において就労する被用者 ☐公务员 / 公務員 ☐例外 / 例外	
2. 在中国的工作单位信息 / 中国における勤務先に関する情報	
a） 单位名称 / 勤務先名称	
b） 地址 / 所在地	
3. 在日本的工作单位信息 / 日本における勤務先に関する情報	
a） 单位名称 / 勤務先名称	
b） 地址 / 所在地	

禁無断転載 Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

4. 参保人员随行配偶及子女/ 被保険者に同行する配偶者および子

姓	名	性別	出生日期（日/月/年）
氏	名	性別	生年月日（日/月/年）

5. 中国联络机构证明 / 中国の連絡機関による証明

兹证明上述参保人员符合协定第____条规定的条件，在下述期间仅受中国的职工基本养老保险法律规定管辖。

上記の被保険者が協定第_____条に該当するため、以下の期間、中国の被用者基本老齢保険の法令のみの適用を受けることとなることをここに証明する。

自（日/月/年）/ （日/月/年） _____より
至（日/月/年）/ （日/月/年） _____まで

日期（日/月/年）/日付（日/月/年）	社会保险事业管理中心负责人签字 / 社会保険管理センターの責任者の署名	单位印章 / 連絡機関の印

编号 / 番号:

禁無断転載 Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

JETRO

添付２：日本従業員用「参保証明書」（見本）

JP/CHN101

社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定
日本国政府和中华人民共和国政府社会保障协定

中華人民共和国で就労する被用者のための日本国公的年金の適用に関する証明書
在华就职人员适用日本公共年金制度的参保证明
- 協定第６条，第７条，第８条２および第９条/ 协定第六条，第七条，第八条第二款和第九条
- 行政取決め第３条　/ 行政协议第三条

1　被用者 / 雇员

氏 / 姓　　名 / 名　　生年月日 / 出生年月日
年 / 年　　月 / 月　　日 / 日
（ローマ字 / 英文字母）

日本国における住所 /　日本国内住址

日本の基礎年金番号 / 日本基础养老金编号

2　日本国における事業所 / 日本国内工作单位

事 業 所 名 / 单位名称

所　在　地 / 单位地址

3　中華人民共和国における事業所/ 中国工作单位

事 業 所 名 / 单位名称

所　在　地 /单位地址

4　証明 / 证明

上記１にあげられた者は、次の協定条文に該当するため、以下の期間、日本の公的年金制度（協定第２条１(b)）について法の適用を受ける。/第１项中所述人员因符合以下协定条文，在以下期间内，适用日本公共年金制度（协定第２条１(b)）。

該当条文/　符合条文
第　　条/第　　条
期　間 / 期　间
年 / 年　　月 / 月　　日 / 日　～　　年 / 年　　月 / 月　　日 / 日

5　日本の連絡機関/ 日本的联络机构

名　　称 / 名称
印 / 盖章
所　在　地 / 地址
年　月　日 / 年月日　　年 /年　　月 / 月　　日 / 日

禁無断転載　Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

（ 注 意 事 項 ）

1． この証明書は、あなたが日本の公的年金制度に継続して適用されていることを証明するものです。
この証明書は、表面４に記載されている期間中、中華人民共和国の被用者基本老齢保険に関する法令の適用が免除される根拠となりますので、大切に保管してください。

2． 派遣先の中華人民共和国の事業所を通じ、本証明書の原本を、派遣先事業所を所管する社会保険料徴収機関に速やかに提出してください。

3． この証明書を紛失またはき損したとき、もしくは記載内容に変更が生じたときは、直ちに、この証明書の交付申請をした年金事務所に再交付の申請をしてください。

4． この証明書の証明期間が、不測の事情により延長となるときは、証明期間が終了する前に、この証明書の交付申請をした年金事務所にご相談ください。

（ 注 意 事 项 ）

1. 本参保证明持有者继续适用于日本公共年金制度。在正面第４项所述期间内，本参保证明将作为免于适用中华人民共和国职工基本养老保险法律规定管辖的根据，请妥善保管。

2. 请本参保证明持有者通过在中华人民共和国的工作单位，及时向管理该单位的社会保险费征收机构提交本参保证明原件。

3. 本参保证明遭遇遗失、损坏，或记载内容发生变更时，请立即向出具本参保证明的年金事务所提交再出具申请。

4. 本参保证明的有效期因不可预测的原因发生延长时，请在参保证明有效期结束前，咨询出具本参保证明的年金事务所。

禁無断転載 Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.